

市第 111 号議案

横浜市公園条例の一部改正

横浜市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年11月28日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市公園条例の一部を改正する条例

横浜市公園条例（昭和33年3月横浜市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第29条の3第2項中「、補助競技場」の次に「、球技場」を加え、「総合競技場については」を「総合競技場、補助競技場及び球技場については」に、「の補助競技場及び投てき練習場」を「の投てき練習場」に改める。

第32条の見出し中「総合競技場」を「総合競技場等」に改め、同条第1項中「総合競技場」の次に「、補助競技場及び球技場」を加え、「1日につき1,440,000円」を「次に定める額」に改め、同項に次の2号を加える。

- (1) 新横浜公園の総合競技場 1日につき1,440,000円
- (2) 新横浜公園の補助競技場及び球技場 1日につき880,000円

第32条第2項及び第3項中「総合競技場」の次に「、補助競技場及び球技場」を加える。

別表第1新横浜公園の項中

「

総合競技場
補助競技場
投てき練習場

「

総合競技場
補助競技場
球技場

野球場 庭球場 屋内プール 運動広場	を	投てき練習場 野球場 庭球場 屋内プール 運動広場	に改める。
-----------------------------	---	---------------------------------------	-------

別表第 2 第 1 号イの表中

5,200円	を	5,100円	に、
3,600円 4,900円	を	3,500円 4,800円	に、
4,500円	を	4,400円	に、
94円	を	92円	に、
270円	を	260円	に、
540円 940円	を	530円 920円	に、
2,700円 1,000円 3,600円	を	2,600円 1,000円 3,500円	に、
1,900円	を	1,800円	に改める。

別表第 4 第 1 号の表中「補助競技場」の次に「及び球技場」を加え、「20,000円」を「51,200円」に改め、同表第 3 号中「補助競技場」の次に「、球技場」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の横浜市公園条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく新横浜公園の球技場を供用するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 新条例第29条の3第2項、第32条第1項並びに別表第4第1号の表及び第3号の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市公園条例別表第2第1号イの規定による使用料を納付している者の使用料については、当該納付した使用料に係る使用の期間に限り、新条例別表第2第1号イの規定にかかわらず、なお従前の例による。

提 案 理 由

公園の有料施設を設置するとともに、公園の占用に係る使用料等を改定する等のため、横浜市公園条例の一部を改正したいので提案

市第 111 号

する。

参 考

横浜市公園条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

（利用料金等）

第 29 条の 3 （第 1 項省略）

- 2 利用料金は、新横浜公園の総合競技場、補助競技場、~~球技場~~及び投てき練習場を除く有料施設については別表第 3 に、新横浜公園の~~総合競技場、補助競技場及び球技場については~~第 32 条第 1 項~~総合競技場については~~及び別表第 4 に、新横浜公園~~の投てき練習場~~の~~補助競技場及び投てき練習場~~については同表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

（第 3 項から第 6 項まで省略）

（新横浜公園の~~総合競技場等~~
~~総合競技場~~に関する特例）

- 第 32 条 指定団体が新横浜公園の総合競技場、~~補助競技場及び球技場~~を利用する場合（当該利用に伴う準備作業又は撤収作業を行うことのみを目的として利用する場合を除く。）の利用料金の基本額は、別表第 4 第 1 号の規定にかかわらず、次に定める額
1 日につき 1,440,000
円とする。

(1) 新横浜公園の総合競技場 1 日につき 1,440,000 円

(2) 新横浜公園の補助競技場及び球技場 1 日につき 880,000 円

- 2 指定団体は、規則で定めるところにより、新横浜公園の総合競技場、~~補助競技場及び球技場~~の年間使用計画書を指定管理者に提出しなければならない。
- 3 指定団体が前項の年間使用計画書に基づき新横浜公園の総合競技場、~~補助競技場及び球技場~~を使用するため、第 7 条第 2 項の規

定による許可を受けようとしてした申請が、他の者の申請と競合した場合において、指定管理者が特に必要があると認めるときは、第 21 条の規定にかかわらず、当該指定団体を優先者とすることができる。

別表第 1 (第 7 条第 1 項)

有料施設

有料施設の属する公園の名称	有料施設の種別
(省 略)	(省 略)
新横浜公園	総合競技場 補助競技場 <u>球技場</u> 投てき練習場 野球場 庭球場 屋内プール 運動広場
(省 略)	(省 略)

別表第 2 (第 16 条第 1 項)

(1) 使用料の基本額

(ア 省略)

イ 公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて公園を占有する者の納付すべき使用料

種 別	単 位	金 額
(省 略)		(省 略)
電柱その他これに類するもの (支線、支 第 三 種 電 柱		<u>5,100 円</u> 5,200 円
(省 略)		(省 略)

柱及び支線柱を含む 。)	第 二 種 電 話 柱	1 本 1 年につき	<u>3,500 円</u> 3,600 円
	第 三 種 電 話 柱		<u>4,800 円</u> 4,900 円
	(省 略)		(省 略)
鉄塔		1 平方メートル 1 年につき	<u>4,400 円</u> 4,500 円
(省 略)			
変圧塔		1 基 1 年につき	<u>4,400 円</u> 4,500 円
水道管、下水道管、 ガス管その他これら に類するもの	外径が0.07メートル未満 のもの	1 メートル 1 年につ き	<u>92 円</u> 94 円
	(省 略)		(省 略)
	外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの		<u>260 円</u> 270 円
	(省 略)		(省 略)
	外径が0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの		<u>530 円</u> 540 円
	外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの		<u>920 円</u> 940 円
	(省 略)		(省 略)
	外径が 1 メートル以上の もの		<u>2,600 円</u> 2,700 円
(省 略)			1,000 円
標識		1 本 1 年につき	<u>3,500 円</u> 3,600 円
(省 略)			
郵便差出箱及び信書便差出箱		1 基 1 年につき	<u>1,800 円</u> 1,900 円
公衆電話所		1 基 1 年につき	<u>4,400 円</u> 4,500 円

(省 略)

(備考、ウ、エ、第 2 号及び第 3 号省略)

別表第 4 (第 29 条の 3 第 2 項)

(1) 利用料金の基本額

区 分	単 位	金 額
貸切利用	(省 略)	
	新横浜公園の補助競技場及び球技場	1 日につき $\frac{51,200 \text{ 円}}{20,000 \text{ 円}}$
	(省 略)	
(省 略)		

(第 2 号省略)

(3) 規定時間外に利用する場合の利用料金の加算

貸切利用者が規定時間外に利用する場合は、当該規定時間外の利用 1 時間につき、新横浜公園の総合競技場にあつては第 1 号に掲げる金額に 12 分の 1 を乗じて得た額を、新横浜公園の補助競技場、~~球技場~~及び投てき練習場にあつては第 1 号に掲げる金額に 8 分の 1 を乗じて得た額を加算する。

(第 4 号省略)